

現行

修正案

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

現行	修正案
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒態勢の確立</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。</p> <p>1 組織動員配備体制の確立 ～ 7 社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者を収容する施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。</p> <p>第3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒態勢の確立</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。</p> <p>1 組織動員配備体制の確立 ～ 7 社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者を受入れる施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。</p> <p>第3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>

(5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ

(6) (略)

2 広報の手段

(1) ～ (2) (略)

(3) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

(6) (略)

2 広報の手段

(1) ～ (2) (略)

(3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

--	--